

## 公益財団法人野木町施設振興事業団役員等の報酬及び費用に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人野木町施設振興事業団（以下「事業団」という。）の評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用の支給について必要な事項を定めるものとする。

### (報酬及び支給方法)

第2条 役員等の報酬は、別表第1のとおりとする。ただし、野木町行政機関の職員（教職員を含む。）及び事業団の職員が役員等に就任したときは、これを支給しない。

2 役員等の報酬は、その勤務日に日額をもって、現金により直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

3 役員等が報酬につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

### (費用の弁償)

第3条 役員等が事業団の業務のために旅行をしたときは、別表第2に定めるところにより費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、役員等が職務執行に当たって負担した費用については、その相当額を弁償する。

3 役員等に弁償すべき費用については、その都度現金により直接支払うものとする。

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

### 附 則

この規程は、公益財団法人野木町施設振興事業団の設立の登記の日（平成24年4月1日）から適用する。

別表第1（第2条関係）

区 分	報酬額	基 礎
役員等	8,500円	日 額

別表第2（第3条関係）

区 分	鉄道及び 船賃	車賃（1キロメ ートルにつき）	宿泊料（1 夜につき）
役員等	普通運賃	37円	12,000円

備 考

- 1 鉄道及び船賃の運用については、運賃の等級を設けている場合は、「下級の運賃」と読み替えるものとする。